（別記様式１）

（用紙Ａ４）

|  |
| --- |
| 基 本 協 定 参 加 資 格 確 認 申 請 書令和６年○○月○○日担当官　中国地方整備局　　　浜田河川国道事務所長　中野　崇　殿 　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所 　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称 　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名 令和６年２月１３日付けで募集のありました「災害応急対策活動等に関する基本協定(災害対策用機械等)」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。　なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記　１　基本協定締結説明書５．(1)②に定める過去の施工実績を記載した書面　２　基本協定締結説明書５．(1)③に定める技術者の資格等を記載した書面　３　基本協定締結説明書５．(1)④に定める資機材置き場の所在地及び準備できる　　　　　　　　　　　　　　人員、機械を記載した書面　４　基本協定締結説明書５．(1)⑤に定める担当区域の希望を記載した書面問い合わせ先　担当者　：　中国　太郎　部　署　：　○○本店　○○部　○○課　電話番号：　（代）○○○－○○○－○○○○　（内線　○○○） ＦＡＸ○○○－○○○－○○○○ |

（別記様式２） 　　　　 （用紙Ａ４）

過 去 の 施 工 実 績

　［記入例］ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　会社名：

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工事名称等 | 工事名 |  |
| 発注機関名 |  |
| 受注者名 |  |
| 施工場所 |  （都道府県名・市町村名） |
| 最終請負金額 |  　 |
| 工期 |  平成　　年　　月　～　平成　　年　　月 |
| 受注形態 |  単体／ＪＶ（出資比率） |
| 工事内容 | 構造形式、規模・寸法、使用機材・数量、施工方法、等 |     |
| ＣＯＲＩＮＳへの登録の有無 |  有り（登録番号を明記）又は無し |

注）・CORINS登録有りとする場合は、登録内容を事前に確認しておくこと。

・CORINSに登録されていない等で施工実績が証明できない場合は、工事の工事実績が確認できる書面（工事の実績が確認できる契約書類／施工計画書及び図面等）の写しを添付すること。CORINSデータに数量等が登録されていない場合は、それらを確認できる契約書等の写しを添付すること。図面はＡ３以下に縮小のこと。

・CORINSに登録を義務付けている発注機関の工事の場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。

・記入する施工実績の発注機関名は、当該工事の契約日における名称とすること。

|  |
| --- |
| コメント欄（甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。） |

（別記様式３）

技　術　者　の　資　格

　［記入例］ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　会社名：

|  |  |
| --- | --- |
| 技術者の氏名 | 技術者 ○　○ ○ ○ |
| 生年月日（和暦） | 昭和○○年○○月○○日 |
| 最終学歴 | ○○大学　○○科　○○年卒業 |
| 法令等による資格・免許 | 一級土木施工管理技士（取得年及び登録番号） |
| 貴社に在籍される技術者数 | 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者二級土木施工管理技士又は二級建設機械施工技士 |  |
|  |
| その他 |  |

・貴社に在籍される技術者を実人数で記入願います。なお、「これと同等以上の資格を有　する者」とは、２．（６）②に示す資格のことです。

|  |
| --- |
| コメント欄（甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。） |

（別記様式４）

資機材置き場の所在地及び準備できる人員、機械

 会社名：

[記入例]

|  |  |
| --- | --- |
|  本店の住所 |  ○○市○○町○○番地 |
|  基地となる本・支店又は営業所の住所 |  ○○市○○町○○番地 |
|  資機材置き場の所在地 |  置き場１：○○市○○町○○番地 置き場２：○○市○○町○○番地 ： ： |
|  重機の台数 |  シャベル　　　　○台 バックホウ　　　○台　ブルド－ザ－　　○台　クレーン　　　　○台 ローラー　　　　○台 トレーラ　　　　○台　トラック　　　　○台  |
|  重機のオペレ－タ数 |  ○○人 |
|  作業員数 |  ○○人 |
| 基地となる本・支店、営業所に常駐する技術者 |  ○○人 |

 ※本店、支店又は営業所及び資機材置き場の住所については、番地まで記載してくださ　　い。

　※重機は、保有台数すべて合わせて計上し、自社で保有していることがわかる資料を添　　付してください。

　※作業員は、普通作業員以上全てを含めて計上してください。

　※技術者は、実人数で記入願います。

（別記様式５）　『担当機械希望調査票』

　協定締結を希望される機械を選択願います。

 ［浜田河川国道事務所が管理する災害対策用機械］

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 機械名 |  機械番号 | 規　　　格 |  車両総重量 | 保管場所 |
|  排水ポンプ車 |  22-4700 |  30m3/min　高揚程 ポンプ台数　１２台 | 　17,050 kg | 多田水防倉庫 |
|  排水ポンプ車 |  19-4704 |  30m3/min　高揚程 ポンプ台数　１２台 | 　17,270 kg | 尾原水防倉庫 |
|  排水ポンプ車 |  24-4706 |  30m3/min　高揚程 ポンプ台数　１２台 | 　17,480 kg | 江の川下流出張所 |
|  排水ポンプ車 |  24-4702 |  30m3/min ポンプ台数　４台 |  　9,340 kg | 安富水防倉庫 |
|  照明車 |  20-4705 |  ブ－ム式 2kw×6灯 |  　7,650 kg | 尾原水防倉庫 |
|  照明車 |  30-4706 |  ２ポ－ル式 1.3kw×6灯、ｶﾒﾗ付 |  　5,235 kg | 江の川下流出張所 |
|  照明車 |  16-1709R06-1700※ |  ブ－ム式 2kw×６灯 |  　7,930 kg | 益田国道維持出張所 |
|  路面清掃車 | R01-1703 |  ブラシ式 |  13,640 kg | 浜田国道維持出張所 |
|  散水車 | R03-1710 |  5,800L　 |   | 治和除雪基地 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 機　　械　　名 | 希望される機械に○ |  |
| ①排水ポンプ車 22-4700 |  |
| ②排水ポンプ車 19-4704 |  |
| ③排水ポンプ車 24-4706 |  |
| ④排水ポンプ車 24-4702 |  |
| ⑤照明車 20-4705 |  |
| ⑥照明車 30-4706 |  |
| ⑦照明車 16-1709 |  |
| ⑧路面清掃車 R01-1703 |  |
| ⑨散水車 R03-1710 |  |

協定期間中に、車両の増強・更新等により変更が生じた場合は協議する。

※照明車16-1709は、R6-1700に更新予定である。（別記様式５）　『担当区域希望調査票』

　協定締結を希望される担当区域を選択願います。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　域　　名 | 希望される区域に○ |
| ①江津浜田地区 |  |
| ②益田津和野地区 |  |

※協定締結を希望される区域に「○」を記入。

※区域内の市町村

　・江津浜田地区　　　浜田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町

　・益田津和野地区　　益田市、津和野町、吉賀町

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

　基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。※本チェックリストの提出は必要ありません。

□ 基本協定参加資格確認申請書（別記様式１）　 →必須提出

会社の施工実績関係

□ 過去の施工実績（別記様式２）　　　　 　　　→必須提出

□ 施工実績を確認できる書面（契約書の写し等）

→ＣＯＲＩＮＳに登録されていない場合及びＣＯＲＩＮＳで確認できない場合等は必須提出

□ 工事成績評定通知書の写し

→当該工事実績が大臣官房官庁営繕部発注の工事又は地方整備局発注の工事の場合は必須提出

技術者の資格・経験

□ 技術者の資格（別記様式３） 　　 →必須提出

□ 直接的かつ恒常的(３箇月以上)な雇用関係が確認できる資料

→（健康保険被保険者証、監理技術者証等）

□ 技術者の資格を証明する書面の写し　　　　　→必須提出

技術資料

□ 資機材置き場の所在地及び準備できる人員、重機（別記様式４）　→必須提出

□ 『担当区域希望調査票』（別記様式５）　　　　→必須提出

□ その他参考資料　　　　　　　　　　　　　 　→必要に応じ提出

□令和５・６年度「一般土木工事」・「維持修繕工事」又は「機械設備工事」の一般競争　参加資格の申請を行っている証し →必須提出

　これらの添付資料が未提出の場合、施工実績、資格、工事経験等が無効（参加資格無し）となりますので、ご注意下さい。

 別　添

**災害応急対策活動等に関する基本協定（災害対策用機械等）（案）**

（目　的）

第１条　この協定は「中国地方整備局災害対策用機械機器管理運営要領」に基づき、風水害、地震等の自然災害発生時等において、迅速かつ的確に災害復旧支援活動（以下「支援活動」という。）を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長（以下「甲」という。）は、災害が発生した場合、又はその恐れがある場合、必要に応じ｢株式会社○○○○」（以下「乙」という。）に対し、第３条に規定する支援活動の協力を要請することができるものとする。

（支援活動内容）

第３条 甲が、乙に対し実施の要請を行う支援活動内容は、甲の指示に基づき甲が保有する次の①～⑨の災害対策用機械等の保管場所から被災現地等までの運送（帰還含む）及び排水ポンプ車の排水作業（片付け・帰還後の簡易清掃含む）、照明車の照明点灯操作（片付け含む）、清掃用建設機械による清掃作業（片付け・帰還後の簡易清掃含む）等とする。

　なお、支援活動に使用する災害用対策機械等は、原則として別紙に示す乙が担当する災害対策用機械等とするが、激甚な災害発生等の理由により、乙が担当する災害対策用機械等以外を用いた支援活動を要請する場合があるものとする。

　　　　　　 　①　排水ポンプ車　　　　　　（機械番号：２２－４７００）

②　排水ポンプ車　　　　　　（機械番号：１９－４７０４）

③　排水ポンプ車　　　　　　（機械番号：２４－４７０６）

④　排水ポンプ車　　　　　　（機械番号：２４－４７０２）

⑤　照明車　　　　　　　　　（機械番号：２０－４７０５）

⑥　照明車　　　　　　　　　（機械番号：３０－４７０６）

⑦　照明車　　　　　　　　　（機械番号：１６－１７０９）

⑧　路面清掃車　　　　　　　（機械番号：Ｒ０１－１７０３）

⑨　散水車　　　　　　　　　（機械番号：Ｒ０３－１７１０）

（支援活動の実施地域）

第４条　支援活動の実施地域は、浜田河川国道事務所直轄管理区間（河川・道路）を除く浜田河川国道事務所管内の区域を原則とする。

なお、甚大な災害発生等の理由により、浜田河川国道事務所管外への広域的な災害応急対策活動等を要請する場合があるものとする。

（支援活動の要請）

第５条　甲は、乙に対し支援活動内容の必要が生じた場合は書面又は電話（第一報）等の方法により要請するものとする。

２．乙は、前項の要請を受ける者を、あらかじめ書面により浜田河川国道事務所の担当者に通知するものとする。

（支援活動の指示）

第６条　支援活動に関する直接の指示は、浜田河川国道事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

２．甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

３．第１項の指示があった場合、乙は状況報告を適宜、指示者へ報告するものとする。

（契約の締結）

第７条　甲は、乙に第５条の支援活動を要請した場合は、速やかに支援活動を実施するものとし、支援活動にかかる契約を締結するものとする。

（支援活動の完了報告）

第８条　乙は、支援活動を完了したときには、直ちに指示者に対し、口頭及び書面により完了報告を行うとともに、甲に対し、実施した支援活動の内容を書面により報告するものとする。

（費用の請求）

第９条　乙は、支援活動完了後当該支援活動に要した費用を第７条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする

（費用の支払）

第10条　甲は、前条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第７条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第11条　支援活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、又は災害対策用機械等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその旨を書面により甲に報告するものとし、その処置については甲乙協議して定めるものとする。

２　支援活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、又は災害対策用機械等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

３　支援活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、又は災害対策用機械等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

（説明会）

第12条　甲乙が調整した期間において、災害対策用機械等の操作・作業手順の確認を実施する場合があるものとする。

 　　　なお、この作業手順の確認に要する契約については別途行うものとする。

（法定外労働災害補償制度の加入確認）

第13条 　本協定に基づき甲と乙が請負契約を取り交わす場合は、乙が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

なお、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。

また、当該法定外労働災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と直前１年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

（有効期限）

第14条　本協定の有効期限は、令和６年４月１日から令和８年３月３１日までとする。

（自動車保険の内容）

第15条　乙は、支援活動で使用する災害対策用機械に対して、自動車普通賠償保険契約を　　　必要に応じて締結するものとし、原則として次の各号の条件によるものとする。

　　　一　対人保険　　：　無制限

　　　二　対物保険　　：　無制限

　　　三　搭乗者保険　：　見込まない

　　　四　車両保険　　：　架装物を含む車両の査定額

　　　　なお、保険適用範囲は、災害派遣に伴う保管場所から現地までの出動時及び、現場から保管場所までの帰還時並びに被災箇所間の移動時における走行時とし、現地での実作業時の保険は含まないものとする。

（その他）

第16条　協定期間中に、甲が保有する車両の増強・更新等により変更が生じた場合は協議の上、決定するものとする。

　　２．この協定に定めのない事項又は、疑義を生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

　この協定の証として、本書２通を作成し甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 令和 ６ 年　　月　　日

　 甲 国土交通省中国地方整備局

 　浜田河川国道事務所長　　中野　崇

 乙 株式会社○○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　代 表 取 締 役　　　　　○○ ○○